

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 24 年 9 月 18 日 (火)	1 上原しのぶ 【一問一答】	1 職員定数の適正化について
	2 下村 晴意 【一問一答】	1 信頼される学校をめざして「いじめ対策について」
	3 竹内ひろみ 【一問一答】	1 パーソナル・サポート・サービス縦割りを超えた地域まるごとの包括支援について
	4 成田 智樹 【一問一答】	1 介護予防事業について
19 日 (水)	5 吉波 伸治 【一問一答】	1 乳幼児健診の見直しについて
	6 伊木まり子 【一問一答】	1 災害時における医療救護体制の整備について
	7 白本 和久 【一問一答】	1 ゲリラ豪雨と水防計画について
	8 山田 耕三 【一括質問】	1 災害対策の現状
	9 山田 弘己 【一問一答】	1 危機管理と内部統制について
20 日 (木)	10 角田 晃一 【一問一答】	1 生駒市の広報広聴機能について
	11 西山 洋竜 【一問一答】	1 生駒市における省エネ施策について
	12 浜田 佳資 【一問一答】	1 環境施策における成果の評価と改善について
	13 塩見 牧子 【一問一答】	1 統合型GIS（地理情報システム）の活用およびICT契約について

平成 24 年 8 月 22 日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 殿

生駒市議会議員

上原しのぶ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 24 年 8 月 22 日
午前 9 時 24 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・一般質問 (＝括質問方式＝ ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問)
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	職員定数の適正化について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	職員定数の適正化について
質疑・質問の要旨	
市は、職員定数の適正化と称してこの間（２００６年以降）職員数の削減を続けています。しかし、適正化と言うのが、何を以て適正化とするのかという基準が重要だと私は考えています。この間の生駒市の人口推移を調べてみましたら少しずつではありますが、年ごとに増え続けています。人口が増えると言うことは、それだけ市の業務が増えると考えるのが通常だと思いますが、今の生駒市の現状は、人口は増え続けているが職員数は減少の一途をたどっています。職員数が減少し、人口が増えているといった状況で市民サービスは、果たして充実できるのかという疑問が脳裏を過ります。 自治体労働者は、憲法が定める全体の奉仕者であり、その立場から住民の福祉の向上を図るのが仕事です。住民の身になった丁寧な対応、相談、サービスが求められています。市民サービスを充実させるという立場からは、安易な職員削減でサービス低下につながるような事態は慎むべきであると考えます。市民ニーズも多様化する中で市がそれぞれに対応するために様々な工夫をしておられることは承知しています。 しかし、市は、奈良県一、人口一人当たりの職員数を少なくすると目標し、職員削減に取り組んでおられます。そこで、職員数の適正化に対する市のお考えを幾つかの点について質問をいたします。 1、 人口当たりの職員数を奈良県で最も少な水準とすると言う根拠をお聞かせ下さい。 2、 市民サービスとの関係で一定の職員数は維持するべきだと考えていますが、この点について市の考え方を聞かせ下さい。 3、 職員数の適正化と言うことで職員を削減する一番大きな目的は何ですか。 4、 職員数の削減について、労働組合とはどのような話し合いをし、どのような合意を得ておられるのでしょうか。 5、 それぞれの現場の実態がどのようになっているのか把握していますか。職員削減との関連で残業しなければならない事態になっていませんか。	

平成24年 9月 4日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 殿

生駒市議会議員

下村 晴意



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成24年 9月 4日
午前 11時 55分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	信頼される学校 をめざして「いじめ対策について」
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	信頼される学校 をめざして「いじめ対策について」
質疑・質問の要旨 近年、我が国における社会情勢の変化に伴い、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化してきております。とりわけ、価値観の相違や画一的な見方・考え方、人間関係の希薄さ等から様々な社会問題が生じており、その対応が喫緊の課題となっております。 また、学校においては、保護者や地域とのコミュニケーションの不十分さから教育活動の目的や意義が、家庭や地域にうまく伝わっていなかったり、行き違いや誤解等を生じさせたりする事があります。これらのことが要因となって、学校に対して様々な要望や苦情等が寄せられるなど、学校はその対応に苦慮する事が少なくありません。 しかしながら、保護者や地域住民からの要望・苦情は、子どもを思う気持ちから寄せられたものであり、それは、学校や教職員に対する期待の大きさの表れと捉えることが大切であると考えます。これらの要望等については謙虚に受け止めるとともに、幼児児童生徒一人一人に寄り添った教育活動及び保護者との連携強化に努めることで、信頼される学校づくりに生かすことが大切であります。 教育に携わる者は、信頼関係の中でこそ、子どもたちの学びと育ちを保障する教育を推進できるとの認識に立ち、双方向の対話による信頼関係を構築する取り組みを、常日頃から実践することが重要であると考えます。 よい学校とは「子どもが毎日、ニコニコしながら登校する（できる）学校」、「子どもが帰宅後、話す事がたくさんある学校」と言った、教育評論家がおられます。私もそう願っておりますが、いじめによる不登校、いじめによる自殺が相次ぎ、社会に大きな波紋を投げかけています。 とくに、大津市で、いじめが原因で自殺したといわれる13歳の男子生徒。当初、学校や市の教育委員会は、「いじめを認識していなかった」と主張し、生徒に行ったアンケート結果も公表されませんでした。 その後、滋賀県警が中学校と市教育委員会を家宅捜査、被害者の親が加害者を暴行容疑などで刑事告訴する異例の展開となり、事態は大きく動き始めました。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
	信頼される学校 をめざして「いじめ対策について」
質疑・質問の要旨 しかし加害者側は、親も子も、それらの行為は「遊び」であるとして、「いじめ」を否認しています。人をいじめて楽しむ心のゆがんだ子どもと、それを「悪くない」と擁護する親には、多くの人が怒りを感じ、その成り行きを注視しています。 いじめは「遊び」などではなく、明白な人権侵害であり、犯罪です。 いじめとは、一般的には弱いものに対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻的な苦痛を感じているものとされ、いじめかどうかの判断は表面的、形式的に行う事もなく、いじめられた本人の立場に立つて行うことに留意する必要があるとされています。いじめは、どの子でも、どの学校においても起こり得る問題であると考えます。また、起こさない為にも「いじめ」は、絶対許さない教育 とともに、早期発見、早期対応が重要だと思います。そのためにも子どもたちの危険信号を身逃さず、その一つ一つに丁寧に対応していく事が求められています。また、日頃から子どもたちとどう接していくかも問われています。これは、学校だけの責任ではなく、家庭、地域社会の果たす役割も大きいと考えます。とりわけ家庭では、親子の会話や触れ合いも重要だと考えます。そして、子どもの身近にいる大人のかかわり方が、今一番問われているのではないのでしょうか。 今回の事件で教師は、いじめられた生徒を守れなかったことを素直に反省し、いじめた生徒たちに正しい指導ができなかったことを悔いなければいけません。 この一連の報道に対し、本市として速やかな対応をされたのか、行動を起こされたのか、お尋ねいたします。また、本市としての現状と課題についてお尋ねいたします。 1、現在、「いじめ」として係っている件数、状況について 2、各学校において「いじめ」に対する防止対策、対応について 3、被害者の保護、加害者への措置、両者の心のケアについて	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
質疑・質問の要旨	
4、県からのアンケート調査について 5、「いじめ」問題を通じて、信頼される学校について 6、本市として、「いじめ」問題の課題と取り組みについて	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成24年9月5日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成24年 9 月 5 日
午前10時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	パーソナル・サポート・サービス—縦割りを超えた地域まるごとの包 括支援—について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	パーソナル・サポート・サービス—縦割りを超えた地域まるごとの包括支援—について
質疑・質問の要旨	
平成20年、21年の年越し派遣村がきっかけとなり、「ワンストップ・サービスデー」として年末年始の総合生活相談が全国で実施されました。その結果、セーフティー・ネットワーク構築が掲げられ、22年6月、政府の「国家戦略プロジェクト」の一つとして「パーソナル・サポート・サービス」が打ち出され、モデル地区として19の県・市が選定されました。 「パーソナル・サポート・サービス」は、政府の緊急雇用対策本部のプロジェクトとして行われているもので、様々な領域にわたる問題が複雑に絡んで自分の力のみでは必要な支援策にたどり着くことが困難な人に対して、その人の抱える問題の全体を構造的に把握した上で、当事者本位の個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組みの構築をめざすものです。 モデル地区の一つである滋賀県野洲市では、すでにほぼ同質の考え方である「多重債務者包括プロジェクト」で包括的な支援を行っていました。これは、納税推進室や住宅課、上下水道課など、税金や使用料などの滞納情報を保有する2室7課をチームとし、税金等を滞納している市民に対し、「なぜ支払えないのか」を丁寧に聞き取りすることで、債務整理につなげる取り組みです。 これを発展させた野洲市の「パーソナル・サポート・サービス」の取り組みの特徴は、以下の通りです。 1. 市役所—「市民生活相談室」がネットワークの中心として機能： 市役所が拠点となって行政の資源をフルに活用し、ネットワークを構築し、生活困窮者を支援する仕組み作りをする。相談があれば、「市民生活相談室」がコーディネートして、相談者をたらい回しにしないよう、相談ブースに各部局の職員が集まり、減免・免除申請の助言や、分納計画の支援、また就学援助や生活保護等の行政サービスの情報提供をして、その人にとって必要な支援策を提供する。 2. 個人情報の取り扱いの整備： 情報を確認して共有化を行い、縦割りを超えた地域まるごとの包括的な支援をするために、「個人情報を収集保有し、利用すること、および外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会等）に情報提供することに同意します」との「個人	

情報の取り扱いに関する同意書」に署名してもらう。

以上の野洲市の例からも分かるように、パーソナル・サポート・サービスというのは、様々な問題領域を抱える相談者に対し、個別的、継続的、制度横断的、包括的に支援していこうという概念です。

長引く不況の下、リストラによる失業、就職難、非正規雇用の増加などで、生活困難者が増え続けている中、このような支援の体制は今後ますます必要になってくるものと思われます。また、全国的に孤立死や餓死などの事件が相次いでいることから、ライフラインから生活困窮者をつかみ支援の手を差し伸べようといった施策も始まっています。

本市も例外ではなく、様々な困難を抱えた市民が増えています。まだ顕在化してなくても、家庭内に失業者、障害者、引きこもりの若者などを抱えている例を身近にたくさん見聞きしています。現在は家族の力で何とかなっているとしても、家族の高齢化等により、困難は一層増すことは十分予想されます。そういった状況の下、本市としてもしっかりと対応できるようなシステム作りをする必要があると考えます。

そこで、お尋ねします。

1. 国からの通達もあったときいていますが、ライフライン（電気・ガス・水道）から生活困窮者をつかむことはされていますか？
その他国保税、市県民税、給食費などの滞納者に対して、どのような対応をされていますか？
2. 本市では、介護保険関係は「地域包括支援センター」、こどもの虐待やいじめなどは「子どもサポートセンター」などで、様々な機関が連携して問題解決に当たっているときいています。一方、市民の生活相談は、福祉総務課、福祉支援課などが窓口となっていますが、失業・経営不振などによる経済的困難、多重債務、病気、障害、家族の介護など、複合的な問題を抱えた市民の場合、どのように対応されていますか？
3. 住民の生活状況をつかみ、一人一人の生活困難者によりそった支援を行っていくために、現在の縦割りの体制では不十分であり、「パーソナル・サポート・サービス」のようなシステムは有効と考えますが、市はどのように考えますか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成24年 9月 5日

生駒市議会議長

山田 正弘 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成24年 9月 5日
午後 3 時 45分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> ・ <u>一括質問方式</u> ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	介護予防事業について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	介護予防事業について
質疑・質問の要旨	
本年、介護保険料が見直され、基準月額が制度開始時から50%以上、前期からも約6.3%値上がりしたことにより、市民、特に高齢者、年金で生活されている方々の負担感が増しています。	
先月、全国の認知症高齢者が現時点で300万人を超え、2002年の149万人からこの10年間で倍増していることが厚生労働省の推計で明らかになりました。65歳以上人口の10人に1人にあたり、13年後の2025年には65歳以上人口の12.8%にあたる470万人に達すると見込んでいます。従来 of 予測を大幅に上回っており、新聞各紙は新たな認知症対策の体制整備が急がれると伝えています。本市においても、9月1日現在、高齢化率（住民基本台帳による）はすでに21.9%に達し、15年後の2027年には高齢化率は27%を超えると推計されています。	
その他、今後も保険料が上昇する要因は枚挙に暇がありませんが、その抑制のために、まずは予防のための施策を充実させることが重要であることは明らかなです。	
介護保険事業における地域支援事業において、市には要支援・要介護認定への移行を防止するための適切な介護予防事業を実施することが義務付けられています。そして、認定を受けずに利用できる介護予防事業の充実・強化を図り、多くの市民に利用、参加していただくことは、予防の実効性を高めるとともに、保険料の負担感軽減にもつながります。	
本年3月、「第5期生駒市ハートフルプラン」が策定され、それに基づく様々な事業・施策が実施されておりますが、地域支援事業および介護予防事業に関し、以下のとおり質問いたします。	
1 第4期介護保険事業計画における地域支援事業、特に介護予防事業について、どのように評価しているか。 2 介護予防事業の充実・強化について、どのように取り組んでいるか。 3 介護予防事業の一施策として、全国の自治体で導入が進んでいる「介護支援ボランティア制度」の導入について検討は行っているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成24年9月6日

生駒市議会議長

山田正弘様

生駒市議会議員

吉波伸治印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成24年9月6日
午前10時47分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	乳幼児健診の見直しについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	乳幼児健診の見直しについて
質疑・質問の要旨	
乳幼児健診（以下、健診）の見直しについては、乳幼児健康診査検討委員会が鋭意審査・検討し、今年2月に『生駒市における乳幼児健康診査のあり方に関する提言』をとりまとめました。 そして、その提言を踏まえて健診のあり方が見直され、今年度より健診のあり方が一部変更されました。 この新方式は予算化され、その予算案は先の3月議会で承認されました。『平成24年度予算案の概要』（P.19）にも明記されている新方式は次の通りです。	
＜従来＞ 3か月児・7か月児・12か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児の6回 すべて個別健診 ↓	
＜新方式＞ 4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児の5回 1回（1歳6か月児）は集団検診／あとは個別健診	
身体障害や疾病の早期発見・早期対応だけでなく、発達障害の早期発見・早期対応や子育ての支援等をも可能とする健診の必要性が高まる中、健診のあり方が見直され、まだ見直しの余地があるとはいえ新方式が打ち出され、実施されることは大きな前進であります。	
この新方式が首尾よく実施され、更なる健診のあり方の改善に繋がることを願う観点から質問いたします。	
（1）3月議会で承認された予算案では、健診は「5回・うち1回（1歳6か月児）は集団検診」となっていますが、実際は「従来通り6回・うち1回（1歳6か月児）は集団検診」で実施されます。なぜ、予算案通りに実施されないのでしょうか。	
（2）1歳6か月児の集団検診がいよいよ来る10月30日より実施されますが、準備状況をご説明ください。説明には次のことに必ず言及してください。	
①1回あたりの受診対象幼児数（平均） ②1回あたりの従事専門職等（医師・歯科医師・保健師・看護師・歯科衛生士・栄養士・発達相談員・保育士・事務・その他）の予定人数 ③②の人数の根拠	
（3）1歳6か月児の集団検診では、発達障害対応や子育て支援を必要とする親子が多数発見されることが予想されます。そのフォロー（支援）体制は万全であることが望まれますが、その内容をご説明ください。	
（4）来年度、更なる健診のあり方の改善を実施する意思はありますか。	

平成24年9月6日

生駒市議会議長

山田 正弘 殿

生駒市議会議員

伊木 まり子 印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成24年9月6日
午後0時52分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	災害時における医療救護体制の整備について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

	質疑 ・ 質問事項
1	災害時における医療救護体制の整備について
質疑・質問の要旨	
私はこれまで何度も災害時の医療救護体制について一般質問で取り上げ、さまざまな指摘をしてきましたが、その多くは医師会と協議中である、相手のあることだからとして、十分な回答が得られませんでした。幸い、医療救護体制の整備は不十分ではありましたが、これまでのところ、大災害に見舞われることなく過ぎました。しかし、昨年3月11日の未曾有の大災害を目の当たりにし、今のように未整備のままでは災害時に適切に対応できないという強い危機感を持っています。そこで、1日も早い医療救護体制の整備につなげたいと、再度、質問します。	
①災害時の医療救護体制についての大枠は？以前の構想からの変更点を中心にお答えください。 ②どのような災害を想定しているのか？ 各災害について救護所が設置される避難所への避難者数と救護所利用者数もお示しください。 ③災害による負傷者への対応に関連して以下の項目についてお答えください。 ・救護所と市内の病院の役割分担、県内及びに周辺自治体の医療機関との連携体制（④関連） ・救護所で対応できる負傷の程度と負傷者人数（②関連） ・救護所における医師、看護師、助産師、薬剤師などの医療スタッフの配備 ・救護所での医療救護における医療スタッフ以外のスタッフの配備 ・薬品・医療機器の備蓄や不足時の対応 ・避難者用と負傷者のトイレの確保は十分か？ ・障がい者や高齢者に対応できるスペースはあるのか？ ・歯科の領域の負傷者への対応は？ ④市内の病院が被災した場合の後方支援体制はどのように考えているのか？ ⑤消防隊は災害時の医療救護体制においてどのような役割を果たすのか？ ⑥医師会との医療救護協定について ⑦本年12月2日の医師会との合同訓練について ⑧地震や津波、水害、火災による医療機関の壊滅、カルテの消失や焼失に対応するため「ポケットカルテ」が提案されている。ポケットカルテの導入について ⑨災害時の医療救護体制をより良いものにするための市民との協働について 自治会に担ってほしい役割は何か？ 自治会と どのように連携するのか？ 災害時に活動するNPOやボランティア組織はどれくらいあるのか？ NPOやボランティア組織との協働についてどのようなものを想定しているのか？ ⑩災害時に医療救護が円滑に実施されるためには、市民が救護所と医療機関との関係や市民としての役割を認識していることが必要と考えるが、市民に対し、どのように啓発していくのか？	

平成24年 9月 7日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 様

生駒市議会議員

白 本 和 久



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成24年 9 月 7 日
午前 8 時 47 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	ゲリラ豪雨と水防計画について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	ゲリラ豪雨と水防計画について
質疑・質問の要旨	
昨年は、台風１５号による集中豪雨により、県下では大きな災害がありましたが、過日、８月１４日の豪雨では、高山地区において、県道の通行止めや多数の農地被害が発生したところである。 こういった災害は自然災害というものの、事前の対策や水防計画に大きく左右されるものと考えます。 そこで、下記の点について、伺います。 １ ８月１４日の被害状況について教えていただきたい。 ２ 平成２１年９月の一般質問で「降雨量や河川の水位等と連動した基準作りに着手している。」とのことであったが、どのようにすすめられているのか。 ３ 今回の災害補償について通常では、考えられない件数になっているので、手続きを簡素化できないか。 ４ 南生駒駅周辺で同様な災害が発生した場合は、想定しているのか。 ５ 水防計画において、特にゲリラ豪雨の対処方法について、個別に項目を掲げて記載することで、その際の対応も分かりやすくなることから、必要と考えるがどうか。 ６ 降雨量の観測点については、市内に何カ所設置されているのか。 また、設置箇所を増やして、災害対応を早めることに役立てることはできないか。 ７ 市職員の作業服の配布については、一般事務職員も含めて、男女全員に配布しているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成24年 9月 7日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 様

生駒市議会議員

山田 耕三



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成24年 9月 7日
午前11時48分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> <u>一括質問方式</u> ・一問一答方式・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	災害対策の現状
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	災害対策の現状
質疑・質問の要旨	
災害時における初期対応についてご質問します。 近年、さまざまな大規模災害が全国で発生するようになりました。 東日本大震災をはじめ、昨年は紀伊半島での長期集中豪雨により深層崩壊が起き、多くの方がお亡くなりになっております。被災地は今なお復興への歩みを続けています。 8月29日に内閣府は南海トラフの巨大地震時による津波高、浸水等及び被害想定について最新の数字を発表致しました。生駒市では平成23年に全小中学校の耐震補強を完了させ、幼稚園・保育園の耐震診断も完了との事であり、小さな命を守るハードは完成したようにも思われます。 生駒市は、平成19年に地震防災対策アクションプログラムを作成し具体的な活動をこれまでされてまいりました。しかし、ここ近年の災害は想定を超える被害のものも多くなっております。初動体制を整えることがまさに重要です。そこで以下の質問を致します。 1. 市外で就労されている生駒市民は6割もおられますが、帰宅難民となった場合、他自治体との帰宅支援等の連携はされているのか。 2. 保護者が帰宅難民となった場合、学校等で待機したままの児童生徒に対する対応、配慮等はあるのか。 3. 防災無線は、設置から既に30年が経過しておりますが、災害発生時に即使用可能なのか。機種に対応年数は何年なのか。 4. デジタルなまづを設置された20校では、非常時どのように、運用されるのか。懸念される材料はあるのか、ないのか。あるなら、改善方法は。また幼稚園と保育園には未設置ですが、設置予定はあるのか。 5. 市立病院には緊急地震速報は設置されるのか。 設置されるとすれば地震発生時に自動的に全館放送されるのか。 6. 南海トラフの巨大地震時による津波高、浸水等及び被害想定について最新の数字が内閣府より発表されましたが、その数字を基に地震防災対策アクションプログラムの見直し等をする予定はあるのか。 7. 大規模地震発生時から72時間以内の生駒市全体の救出対応はどのように想定され対応される予定なのか。また建設中の生駒市民病院についてはどのような医療対応を想定されているのか。	

平成24年9月7日

生駒市議会議長

山田正弘様

生駒市議会議員

山田弘己印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成24年9月7日
午後2時22分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	危機管理と内部統制について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	危機管理と内部統制について
質疑・質問の要旨	
○地方自治体において、危機管理の中心となる対象が自然災害や大規模事故災害などいわゆる災害対策基本法（昭和 36 年制定）を基礎とする「<u>社会リスク</u>」（市民生活や社会活動へ広範囲で重大なマイナスの影響を及ぼすもの）に概ね限定されており、これが地方自治体行政の危機管理におけるひとつの課題と見做されています。 ○現在、自治体が対処すべきリスクは上述の「<u>社会リスク</u>」のみではなく、「<u>政策リスク</u>」（自治体が実施する施策・事業の企画・執行に伴うもの。例：市主催イベントでの事故）や「<u>組織リスク</u>」（自治体の組織運営面で発生するもの。例：職員の交通事故やパワハラ）などであり、そのリスク対象は広範囲に渡り、また複雑多様化しています。 ○しかしながら、社会リスクに政策・組織のリスクを含めた総合的な危機管理を実施する独立した部署を設置し、これを実践している自治体はそう多くはありません。 ○また「<u>組織リスク</u>」を危機管理対象としている自治体においても「個人情報を含んだ機密情報の漏洩・紛失」や「職員の事故・不祥事」および「コンピュータシステムの障害」など特定の事項に限定された危機管理に留まっている状況です。 ○さらに「<u>政策リスク</u>」については、これを明確に危機管理の対象として実践している自治体は僅少であると言えます。 ○「<u>危機管理</u>」は事故発生後の対応であり、「<u>内部統制</u>」は事故の予防と抑制を図る施策の立案とその実施・管理・監視・保証と位置付けられ、これらを適切に実践することが市民福祉の増進に繋がることを踏まえ、以下の通り、お尋ねいたします。 （１）危機管理・内部統制を実践する独立した部署を設置する考えはありますか？ （２）危機管理・内部統制に対して職員の意識を改革する必要性はどのようにお考えですか？実践している手段・方法等があれば、合わせてお教えてください。 （３）発生頻度と損害賠償責任を掛け合わせた「<u>リスクの大きさ</u>」が高位となる本市のリスクは何ですか？ 社会・組織・政策の各リスク別にお教えてください。 （４）（３）に対する再発防止策や教育・研修はどのように実施していますか？ （５）事故発生後の対応である「<u>危機管理</u>」とこれに事故発生前の未然防止・抑制を図る対応を包含して一般的に「<u>リスクマネジメント</u>」と称しますが、本市組織におけるリスクマネジメントはどのように評価していますか？	

平成24年9月7日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 殿

生駒市議会議員

角 田 晃 一 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成24年 9 月 7 日
午後 2 時 30 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ ○一般質問（一括質問方式 ・ ○ 一問一答方式） ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の広報広聴機能について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の広報広聴機能について.
質疑・質問の要旨	
地方分権時代と言われて久しい訳ですが、それは機関委任事務が無くなりその多くが自治事務となり自治体が地域づくりの全般にわたって責任を負うことを意味します。言い換えれば市民自治にとって大切なものは、住民と行政によるまちづくり情報の共有という概念と言えます。地方自治体は常に自らが地域の行政需要を調査把握してそれを政策化し、住民の合意を取り付け、議会の議決を得て自己の責任において実施せねばなりません。現在市は多様なチャンネルを使って、行政需要の把握に努めておられますが、その現状についておたずねします。それから市長も常々発言されていますがいわゆるサイレントマジョリティーの把握については如何でしょうか。他市のことで申しますと、京都市では8月から「市民会議」が立ち上がりました。この問題の解決策になるものと期待されています。秋田市においては「広聴条例」が制定されています。少しでも多くの市民が行政や議会に関心をもって頂き、その上で何らかの行動を起こして頂ければ地域の活性化ひいては生駒市の発展につながるのではないのでしょうか。 行政の仕事は日々複雑化、多様化し市民に対する説明責任の範囲も拡大しております。その意味で広報広聴機能を拡充・強化することは、住民と行政の共助を担保するものでもあり、必要不可欠と言えます。以下具体的に当市の広報広聴機能について現状を確認し、その上で今後の課題について幾つか質問を致します。	
<u>広聴について</u>	
1. パブリックコメントについて 生駒市パブリックコメント手続条例制定（平成20年4月1日施行）後に実施された案件で、これまでの意見提出者は最多で何人か。又これまでの平均提出者数は何人か。件数も合わせてお答えください。（但し平成22年11月実施の（仮）生駒市市民投票条例）は除く） 2. 「たけまるモニター」について。 ① モニターは順調に伸びて、現在700名を超えている。今後の本制度の活用についてのお考えを聞かせて頂きたい。	

3. タウンミーティングについて

①今年度のテーマ別開催は参加者数からみて成功といえるかと思う。市はどのように評価しているか。

②今後の開催について現在どのように考えておられますか。

4. プラヌクスツェレ（市民討議）について

実施状況についてお聞かせ下さい。

広報について

① 出前講座について

生駒市どこでも講座受講結果報告書によるこの1年間の評価はどのようなものか。それを受けて今後の運営についてどのように考えておられますか。

② 広報「いこま」、広報番組「ラブリータウンいこま」、広報番組「いきいきまちだより」等に対する市民の反応についてお聞かせ下さい。

平成 24 年 9 月 7 日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 殿

生駒市議会議員

西 山 洋 竜 

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 24 年 9 月 7 日
午後 2 時 45 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	生駒市における省エネ施策について	
2		
3		
4		
5		

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市における省エネ施策について
質疑・質問の要旨	
昨年3月11日の福島原発事故では大変多くの方が被爆され、原発に依存する社会のリスクが改めて明らかとなりました。この福島原発事故を契機として、地球環境に配慮した省エネや再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みが全国的に大きく注目されるようになりました。 省エネにおいては、新たな省エネ機器の開発も進み、効率的な機器への交換をすることで、大幅な節電と、行政経費の削減も可能になってきています。また、今年4月からは東京電力管内での電力値上げが実施され、これに続いて他の電力会社でも電力料金の値上げが想定されるなど、中でも節電への関心はますます高まっています。 そこで、市民の税金でまかなわれている行政経費を下げ、自治体・産業界が省エネルギー・省電力型社会へ移行していくことがこれから重要になってくると考え、生駒市の省エネ施策について以下のとおり質問します。 質問1. 昨年の福島原発事故を受けて電力供給が足りないとして、国民に対してこれまで以上に節電を呼びかける報道を今でも多く見受けます。本市ではこの節電の必要性をどのように考えていますか。 質問2. 持続可能な地域社会を目指す省エネ対策の一環として、本市では太陽光発電システムの設置、市内大部分の防犯灯をLED照明への取換えや2日間平日閉庁の他にも、市民への啓発として省エネ家電買換え補助制度や市民節電グランプリなど、様々な取り組みを行っています。 ① 全国的に実施されている省エネ対策の中で、本市の取り組みについてどのように評価されますか。またこれまでの省エネ施策の中で感じられている課題などありましたら、教えてください。 ② 現在の取り組み以外に、本市として新たに検討している省エネ施策はありますか。	

平成24年9月7日

生駒市議会議員

山田 正弘 様

生駒市議会議員

山田 佳資 印

発言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成24年9月7日
午後2時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (<u>一括質問方式</u> ・ <u>一問一答方式</u>)・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	環境施策における成果の評価と改善について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

環境施策における成果の評価と改善について

環境施策の重要性については言うまでもないことであるが、私は、重要であるからこそ環境施策を効率的に行うことが必要と考えられます。そのための環境施策の中での費用対効果をどう図るのか、各施策間の整合性はどのように行われているのかをお聞きし、それも前提に、市長の3月議会での「24年度につきましては、特筆すべき事業といたしまして、エネルギー政策とごみ半減化への取組というものが挙げられる」との答弁を受け、今回はごみ半減プラン、プラスチックごみ、この夏の「いこま節電プロジェクト」、市のエネルギー施策についてお聞きします。

1. ごみ半減プランにおける3Rのバランス・位置付け、特にリデュースの取組についてどのように行い、また行おうとしているのか。
2. プラスチックごみについて、特に、プラスチック製容器包装分別収集事業についてその必要性和成果、課題についてどのように考えているか。また、今後の改善点、改善方向はどうか。さらに、法律で再商品化の対象となっていない収集されたプラスチックごみについての市独自の再商品化の検討についてどのように行うのかお聞きします。
3. 夏場の特別節電対策事業「いこま節電プロジェクト」について、まだ途中ではありますが、現時点での評価と課題、当面の対応について、節電効果、エレベーターの1基停止、昼休みの変更、電力の逼迫した状況がなくなった現時点においてなお計画通り継続するのかについてお聞きします。
4. 市としてのメガソーラーなどのエネルギー施策の推進について。

平成24年 9月 7日

生駒市議会議長

山田 正弘 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成24年 9月 7日
 午後 2 時 57分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問)
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	統合型GIS (地理情報システム) の活用およびICT契約について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	統合型GIS（地理情報システム）の活用およびICT契約について
質疑・質問の要旨	
統合型GIS（地理情報システム）は、地方公共団体の複数の部局が利用する道路、街区、建物、河川等の地図データを各部局が共用できる形で整備利用していくシステムで、導入により、データの重複整備が防げ、各部署における情報交換が迅速化し、行政の効率化と住民サービスの向上が図れる。 平成19年には、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で、地理空間情報を高度に活用することを推進することを目的とする「地理空間情報活用推進基本法」が施行され、地方自治体の責務として、当該地域の状況に応じた地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定、実施することが定められた。（第5条）今や庁内利用だけではなくGISを活用した地図データを外部提供し、市民生活の利便性向上に積極的に努めている自治体も少なくない。 本市では、同法が施行される以前の平成14年から統合型GISの導入を検討、翌平成15年にはGIS構築事業を開始、平成17年には市民向け地図情報サービス「わがまちいこまっぷ」も開設したが、残念ながらGIS構築及び更新に要した費用の割に十分活用しているとは言いがたい。 1. 「生駒市統合型地理情報システム整備計画」とは、いつ、何か月かけて、何を目的に、どのような組織で作成したものか。 2. 1の整備計画は計画通り実施に移行したのか？また、当時の推進体制の実務責任者は誰だったのか。 3. 統合型GISを、どの部で具体的にどのように利用しているか。また、どのような庁外提供事例があるか。 4. GISを含む最近のICT契約（平成22年の大型ゴミ回収電話リクエスト事業、平成23年の地域包括支援センター居場所づくり事業）において既存の統合型GISをなぜ活用しなかったのか。 5. 4の契約内容、および契約手順は、地方自治法第2条第14項に照らし合わせて適切であったと考えるか。 6. GISについて、今後の具体的な利活用の予定はあるか。（庁内利用および庁外提供それぞれについてお答えいただきたい。） 7. 今後の統合型GISの活用推進についての市の見解をお聞かせいただきたい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。